

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止について

・・・ 2

公 示

25C07号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月16日

関東運輸局長 藤 田 礼 子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	25C07
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	京王バス 株式会社
対象となる路線	事案番号 25C07-1 東京都府中市本宿町1-43先 東京都府中市本宿町1-44先 0.10キロ 事案番号 25C07-2 東京都府中市本宿町1-44先 東京都府中市本宿町1-53先 0.15キロ 事案番号 25C07-3 東京都府中市本宿町2-22先 東京都府中市本宿町4-24先 0.76キロ 事案番号 25C07-4 東京都府中市武蔵台1-21先 東京都府中市武蔵台1-2先 0.73キロ
廃止の予定日	令和8年4月1日
廃止を必要とする理由	輸送に必要な人員をそろえることが困難になった為、運行回数僅少および利用者僅少により当該路線の廃止することとした。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は東京運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第１５条の２第１項の規定により、実施予定日の６ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第３項及び第４項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

25C08号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和7年10月16日

関東運輸局長 藤 田 礼 子

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号	25C08
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	株式会社 グローバル交通
対象となる路線	事案番号 25C08-1 埼玉県吉川市木売1丁目4番地7号先 埼玉県吉川市木売1丁目4番地7号先 0. 1キロ 事案番号 25C08-2 埼玉県吉川市木売1丁目4番地7号先 埼玉県吉川市保1丁目13番地4号先 0. 2キロ 事案番号 25C08-3 埼玉県吉川市保1丁目13番地4号先 埼玉県吉川市大字保575番1号先 0. 7キロ 事案番号 25C08-4 埼玉県吉川市大字保575番1号先 埼玉県吉川市大字小松川619番先 1. 2キロ 事案番号 25C08-5 埼玉県吉川市栄町1524番1号先 埼玉県吉川市大字小松川619番先 0. 7キロ 事案番号 25C08-6 埼玉県吉川市栄町1524番1号先 埼玉県吉川市中井3丁目263番1号先 0. 7キロ 事案番号 25C08-7 埼玉県吉川市上笹塚1丁目81番先 埼玉県吉川市上笹塚3丁目95番先 1. 0キロ

事案番号 25C08-8

埼玉県吉川市上笹塚3丁目95番先

埼玉県吉川市上笹塚3丁目207番1先
0. 2キ口

事案番号 25C08-9

埼玉県吉川市上笹塚3丁目207番1先

埼玉県吉川市上笹塚3丁目207番1先
0. 1キ口

事案番号 25C08-10

埼玉県吉川市中井3丁目263番1先

埼玉県吉川市中井2丁目1番先
1. 2キ口

事案番号 25C08-11

埼玉県吉川市中井2丁目1番先

埼玉県吉川市中央3丁目38番地13先
0. 4キ口

事案番号 25C08-12

埼玉県吉川市中央3丁目38番地13先

埼玉県吉川市きよみ野1丁目1番先
0. 3キ口

事案番号 25C08-13

埼玉県吉川市きよみ野1丁目1番先

埼玉県吉川市会野谷490番2先
0. 3キ口

事案番号 25C08-14

埼玉県吉川市会野谷490番2先

埼玉県吉川市上笹塚1丁目81番先
0. 4キ口

事案番号 25C08-15

埼玉県吉川市大字中曽根1598先

埼玉県吉川市三輪野江460番先

0.54キ口

事案番号 25C08-16

埼玉県三郷市半田487番4先

埼玉県三郷市半田878番1先

0.16キ口

事案番号 25C08-17

埼玉県吉川市三輪野江一丁目80先

埼玉県吉川市三輪野江一丁目80先

0.07キ口

事案番号 25C08-18

埼玉県吉川市三輪野江一丁目80先

埼玉県吉川市三輪野江一丁目45番1先

0.26キ口

事案番号 25C08-19

埼玉県吉川市三輪野江一丁目45番1先

埼玉県吉川市二つ沼二丁目5番先

0.5キ口

事案番号 25C08-20

埼玉県吉川市二つ沼二丁目5番先

埼玉県吉川市二つ沼二丁目47番3先

0.34キ口

事案番号 25C08-21

埼玉県吉川市大字三輪野江85番1先

埼玉県吉川市大字土場226番1先

0.61キ口

事案番号 25C08-22

埼玉県吉川市大字土場228番1先

埼玉県吉川市大字加藤604番7先

1.19キ口

事案番号 25C08-23

埼玉県吉川市大字加藤604番7先

埼玉県吉川市吉屋二丁目186番先

0.53キ口

事案番号 25C08-24

埼玉県吉川市吉屋二丁目186番先

埼玉県吉川市吉屋二丁目120番先

0.31キ口

事案番号 25C08-25

埼玉県吉川市吉屋二丁目120番先

埼玉県吉川市吉屋1番32先

0.2キ口

事案番号 25C08-26

埼玉県吉川市吉屋1番32先

埼玉県吉川市上笹塚三丁目207番1先

1.41キ口

事案番号 25C08-27

埼玉県吉川市大字加藤604番7先

埼玉県吉川市大字鹿見塚120番1先

1.08キ口

事案番号 25C08-28

埼玉県吉川市大字高久字小張813番1地先

埼玉県吉川市大字高久字小張919番地先

0.31キ口

事案番号 25C08-29

埼玉県吉川市大字中曽根字八幡917番1地先

埼玉県吉川市大字高久字小張919番地先

0.15キ口

事案番号 25C08-30

埼玉県吉川市大字中曽根字八幡917番1地先

埼玉県吉川市大字中曽根字八幡917番1地先

0.12キ口

	事案番号 25C08-31 埼玉県吉川市大字保928番4先 埼玉県吉川市中野201番1地先 0.32キロ 事案番号 25C08-32 埼玉県吉川市大字木売新田字東添道上226番地先 埼玉県吉川市中野217番1地先 0.31キロ 事案番号 25C08-33 埼玉県吉川市大字木売新田字東添道下130番地先 埼玉県吉川市大字木売新田字東添道下189番地先 0.18キロ 事案番号 25C08-34 埼玉県吉川市大字木売新田96番10地先 埼玉県吉川市大字高久字小張813番1地先 0.73キロ
廃止の予定日	令和8年4月1日
廃止を必要とする理由	利用者減少および運転士不足が深刻化し、事業継続が困難なため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は埼玉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の１０日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第１５条の２第１項の規定により、実施予定日の６ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る廃止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第３項及び第４項に基づく廃止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。